

がんばろう川崎町 R e B o r n ! 商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 物価の高騰に直面する町民の経済的負担に留意し、がんばろう川崎町 R e B o r n ! 商品券（以下「商品券」という。）事業を行うことにより、迅速かつ的確に家計への支援を行うとともに、川崎町（以下「町」という。）における個人消費を喚起し、地域経済の活性化を図る。

2 本事業の実施に関しては、この要綱の定めるところによるものとする。

(実施主体)

第2条 商品券事業の管理及び運営は町が行うものとする。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

(町の責務)

第4条 町は、商品券事業に必要な運営管理を行わなければならない。

(発行枚数及び総額)

第5条 商品券の発行枚数は、75,000枚とし、発行総額は、75,000,000円とする。

(商品券の種類)

第6条 発行する商品券の種類、枚数は、1,000円券5枚綴りを1冊とする。

(券面表示事項)

第7条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 発行団体
- (2) 金額及び使用期間
- (3) 釣り銭の取り扱い
- (4) 紛失、盗難等の免責
- (5) 偽造防止のための通し番号

(対象者)

第8条 商品券給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、令和7年8月1日時点において町の住民基本台帳に記録されており、引き続き住民登録のある者とする。

(使用期間)

第9条 商品券を使用できる期間は、令和7年11月1日から令和8年1月31日までとし、その期間を経過した商品券は無効とする。

(使用制限)

第10条 次に掲げる物品の販売、サービス等の提供は、商品券の使用対象外とする。

- (1) 土地、家賃、地代及び駐車料等の不動産への支払いに関すること。
- (2) 商品券、ビール券、清酒券、図書券、切手、印紙及びプリペイドカード等換金

性の高い物への支払いに関すること。

- (3) たばこ事業法における製造たばこの購入への支払いに関すること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業への支払いに関すること。
- (5) 遊技場等への支払いに関すること。
- (6) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等への支払いに関すること。
- (7) 国や地方公共団体への公租公課の支払いに関すること。
- (8) 公序良俗に反するものの支払いに関すること。

(取扱店)

第11条 商品券を使用できる事業所は、取扱店の登録をした事業所（以下「取扱店」という。）とし、町内の事業所でなければならない。

(取扱店の登録)

第12条 商品券の取扱を希望する事業者は、がんばろう川崎町 ReBorn! 商品券取扱店申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が取扱資格を有することを確認し、登録すべきと認めたときは、当該申請者ががんばろう川崎町 ReBorn! 商品券取扱店登録証（様式第2号）を発行するものとする。
- 3 取扱店は、商品券の取扱を中止しようとする場合は、がんばろう川崎町 ReBorn! 商品券取扱店中止届出書（様式第3号）を提出しなければならない。
- 4 取扱店は、前項の届出をする場合は、第2項に規定するがんばろう川崎町 ReBorn! 商品券取扱登録証を返還しなければならない。

(取扱店の責務)

第13条 取扱店は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 給付対象者が使用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の物品の販売、サービス等の提供を行うこと。
- (2) 登録事項に変更があったときは、速やかに届出すること。
- (3) 登録店ポスターを給付対象者の見やすい場所に掲示すること。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに町に申し出ること。
- (5) 商品券の交換、譲渡、売買及び再使用はしないこと。
- (6) 町が本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をすること。
- (7) 本要綱及び町からの指示を遵守すること。

(取扱店資格の喪失等)

第14条 前条の各号に反する行為を行ったとき、または町が取扱店として適当でないと認めたときは、必要に応じて換金の拒否、取扱店登録の取消し及び損害金の請求を行うことができる。

(換金期間)

第15条 換金期間は、令和7年11月4日から令和8年2月17日までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

(換金方法)

第16条 換金業務は、町長が別に定める日時に指定した換金会場で行うものとする。

2 取扱店は、換金手続きをする際には、裏面に事業所名を記入した商品券、商品券口座振込登録書及び必要事項を記入したがんばろう川崎町 R e B o r n ! 商品券換金請求書(様式第4号)を提出するものとする。

3 町は、第1項で規定する換金業務を行った日の翌週金曜日に、届出のあった金融機関口座へ換金額を振込むものとする。ただし、年末年始や祝日等により、振込みが困難な場合は、支払可能な最短の日に換金額を振込むものとする。

(釣り銭)

第17条 取扱店は、商品券の額面に満たない使用があつたとしても、釣り銭は支払わないものとする。

(紛失等の責務)

第18条 給付対象者の過失による商品券の盗難、紛失及び滅失は、給付対象者の責務とする。

2 取扱店が給付対象者から受け取った商品券の盗難、紛失及び滅失をしたときは取扱店の責務とする。

3 町の過失による商品券の盗難、紛失、滅失は町の責務とし、損害の補填をするものとする。

(商品券の破損等)

第19条 破損した商品券は、全体の3分の2以上が残っていれば商品券とみなす。

(不正使用の損害)

第20条 偽造等の不正使用により本事業に損失を与えたときは、不正に使用した者に損害金の全額を請求するものとする。

(その他)

第21条 本要綱に定めるもののほか、商品券事業の実施に伴い必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。